

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市募金に関する事務取扱要項（案）

1 目的

本要項は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）を栗東市で開催するにあたり、大会開催に係る気運の醸成及び周知を図るとともに、大会の円滑な運営に資することを目的として実施する寄附金の募集（以下「募金」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 推進

募金は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

3 名称等

募金は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市募金」という名称を用いて行うものとする。

4 対象

募金は、滋賀県内外の個人及び企業・団体を対象として行うものとする。

5 受入

募金による寄附金は、実行委員会会計が受け入れる。

6 募集方法

- (1) 募金は、寄附金申込書（様式第1号）に基づき、申込者からの申し出を受け付けるものとする。
- (2) 寄附金は、寄附者が手数料を負担のうえ、実行委員会指定の口座へ振込により受け付けることができる。
- (3) 実行委員会は、前号に基づく申込を受理した場合、寄附金の受領を確認のうえ、寄附金受領証（様式第2号）を発行するものとする。なお、寄附金受領証の発行に関しては、別表第1に定める金額に基づき対応するものとする。

7 使途

実行委員会は、前項の規定により受け入れた寄附金を次項の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 両大会運営に要する経費
- (2) 両大会の広報に要する経費

8 期間

募金の期間は、第6項第1号および第2号に掲げる経費に充当するため、令和7年〇月〇日から両大会の最終日までとする。

9 謝意表明

- (1) 寄附者に対しては、礼状をもって謝意を表するものとする。
- (2) 寄附者の同意を得た場合に限り、栗東市のホームページ及び実行委員会総会等において名称を公表し、その厚意を讃える。
- (3) 寄附者に対する謝意の表明に関する実施基準は、別表第1に定めるところによる。

10 受入の制限

寄附金が次の各号のいずれかに該当するとき、またはそのおそれがあると認められるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 両大会の中立性及び公平性の確保が困難となるおそれがある場合
- (2) 社会通念上、不相当と認められる場合
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者からの寄附であると判断される場合
- (4) その他、法令等に抵触する場合

11 雑則

この要項に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年 月 日から施行する。

別表第1

寄附者	寄附額	受領証	謝意表明		対応方法	贈呈者
個人・法人・ 団体等	100万円以上	発行することが できる	感謝状の贈 呈	栗東市のホ ームページ 等で名称の 公表	贈呈式	会長
	10万円以上				郵送	—
	10万円未満		栗東市のホームページ等で 名称の公表		—	—
	千円以上					

様式第1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市募金
寄附金申込書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市
実行委員会 会長 あて

〒 _____
住所／所在地 _____

氏名／名称(ふりがな)

(企業・団体の場合は、代表者名も記入願います)

連絡先 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市募金として、下記の金額を寄附します。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附の条件 特になし

3 希望する寄附の使いみち (いずれかの番号に○をしてください。) (複数選択不可)

① 大会運営に要する経費

② 大会広報に要する経費

※特に指定がない場合は、①に充当します。

4 公表の取扱い

お名前(名称)を栗東市ホームページに掲載することの可否について○をしてください。

ホームページへの名前(名称)の掲載を 希望する ・ 希望しない

寄附金受領証

寄附者

(住所)

(氏名または名称)

金 円

上記の金額を受領しました。

寄附年月日 (受領日)

令和 年 月 日

本寄附金は、大会の開催に資するよう適正に使用いたします。

本寄附金は、法人税法第 37 条第 4 項に規定する特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能な寄附金となります。

本受領証は、確定申告の際に必要な証憑書類であり、損金算入を受けるための証明書として用いることができます。つきましては、紛失することのないよう保管していただきますようお願い申し上げます。

なお、本受領証の再発行はいたしかねますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長

・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市募金に関する事務取扱要項(案)

(要項制定理由)

現在、企業などから広報啓発や歓迎装飾などの物品を協賛という形でのみ受け取っておりますが、現金による受け入れが出来るよう、今回、寄附金の募集に関する要項を制定するに至りました。

わたSHIGA輝く国スポ栗東市保険加入要項

(改正案)

1 趣旨

この要項は、栗東市で開催されるわたSHIGA輝く国スポの開催準備業務及び開催期間中（以下「国スポ等期間中」という。）の円滑な国スポ運営を図るため、国スポ関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、必要な事項を定める。

2 契約

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結するものとする。

3 保険内容

実行委員会が加入する保険は、損害賠償責任保険及び傷害保険とし、保険の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ等期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

実行委員会が、競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等の所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により第三者の生命、身体若しくは所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中の限度額
対人	1億円	1億円	3億円
対物		1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営をする救護施設等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命又は身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中の限度額
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中の限度額
対人	3,000万円	3 億円	3 億円

エ 受託者賠償事故

国スポ等期間中に実行委員会が借り受けた、または預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	保険期間中の限度額
対物	時価	時価

オ 競技会補助員（ボランティア）賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶発事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	
対人・対物共通	5 億円	

(2) 傷害保険

国スポ大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の国スポ関係者が、国スポ等期間中の業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した競技に直接起因する偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

保険対象者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
医師	1 億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

保険対象者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

保険対象者	一般観覧者		
補償内容			
死亡	100万円		
後遺障害	死亡保障金額の4～100%		
入院		通院	
1日　～　5日	10,000円	1日　～　5日	5,000円
6日　～　15日	30,000円	6日　～　15日	10,000円
16日　～　30日	60,000円	16日　～　30日	30,000円
31日　～　60日	90,000円	31日　～　60日	45,000円
61日　～　90日	120,000円	61日　～　90日	60,000円
91日以上	150,000円		

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病及び心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 国スポ等期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(別記様式)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 準用

競技別リハーサル大会における保険の加入については、大会の規模、競技の特殊性を鑑み、必要に応じてこの要項を準用する。

7 補足

要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。

附 則

この要項は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年 月 日から施行する。

別記様式

事 故 報 告 書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
栗東市実行委員会長 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者
	住 所	
	ふりがな 氏 名	生年月日 (歳) 男 ・ 女
	T E L	
医療機関	名 称	
	T E L	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	----- ----- -----

わた SHIGA 輝く国スが栗東市保険加入要項新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由																
3 保険内容 (1) 損害賠償責任事故 (略) ア から ウ (略) エ 受託者賠償事故 国スボ等期間中に実行委員会が借り受けた、または預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。 <table border="1" data-bbox="644 1429 836 2029"> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補償内容</th></tr> <tr> <th>1 事故</th><th>保険期間中の 限度額</th></tr> <tr> <td>対物</td><td>2,000 万円</td><td>2,000 万円</td></tr> </table> オ (略)	区分	補償内容		1 事故	保険期間中の 限度額	対物	2,000 万円	2,000 万円	3 保険内容 (1) 損害賠償責任事故 (略) ア から ウ (略) エ 受託者賠償事故 国スボ等期間中に実行委員会が借り受けた、または預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。 <table border="1" data-bbox="644 725 836 1326"> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補償内容</th></tr> <tr> <th>1 事故</th><th>保険期間中の 限度額</th></tr> <tr> <td>対物</td><td>時価</td><td>時価</td></tr> </table> オ (略)	区分	補償内容		1 事故	保険期間中の 限度額	対物	時価	時価	借用物の時価以上を補償する保険商品はなく、時価が適しているため。
区分		補償内容																
	1 事故	保険期間中の 限度額																
対物	2,000 万円	2,000 万円																
区分	補償内容																	
	1 事故	保険期間中の 限度額																
対物	時価	時価																
(2) 傷害保険 国スボ大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の国スボ関係者が、国スボ等期間中の業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。 また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した 偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。	(2) 傷害保険 国スボ大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の国スボ関係者が、国スボ等期間中の業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。 また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した競技に直接起因する偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。	来場者数の把握が難しい一般観覧者については、一般的な保険商品の加入が難しく、また保険料の軽減を図るため、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」において補償対象とする。 「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の補償対象とするため、一部文言を追加する。																

一般観覧者については、一般保険商品での補償内容ではなく、「全国市長会市民総合賠償補償保険」での補償内容となるため。

保険対象者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
医師	1 億円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

保険対象者	一般観覧者	
	補償内容	
死亡	100万円	
後遺障害	死亡保障金額の4～100%	
	入院	通院
1日～5日	10,000円	1日～5日 5,000円
6日～15日	30,000円	6日～15日 10,000円
16日～30日	60,000円	16日～30日 30,000円
31日～60日	90,000円	31日～60日 45,000円
61日～90日	120,000円	61日～90日 60,000円
91日以上	150,000円	

保険対象者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者	1 億円	30,000 円	10,000 円
医師			
看護師			
	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

(新設)

附 則 この要項は、令和6年1月22日から施行する。 別記様式 事故報告書 (略)	附 則 この要項は、令和6年1月22日から施行する。 <u>附 則</u> この要項は、令和7年 月 日から施行する。 別記様式 事故報告書 (略)	
--	---	--

わた SHIGA 輝く 国スポ栗東市売店設置運営要項

(改正案)

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ栗東市歓迎・接伴基本計画に基づき、本市で開催されるわた SHIGA 輝く 国スポ（以下「大会」という。）に、全国から訪れる選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介並びに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。

3 設置期間及び開設時間

- (1) 売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。
- (2) 売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、売店の規模は、1出店者につき1ブースを割り当てるものとし、1ブースの面積は約20㎡（2間×3間テント相当）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント1張（2間×3間）
- (2) 長机6台以内
- (3) パイプ椅子4脚以内

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出する

[ここに入力]

ものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) その他実行委員会が必要と認めるもの

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出すること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(2) 郷土物産品

本市または滋賀県の物産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

(1) 申請時に 1 年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

ア 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

イ 過去の国民スポーツ大会（国民体育大会）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

[ここに入力]

ウ その他実行委員会が認めた者

- (2) 本要項で定める設置期間及び開設時間を遵守し、原則として競技開始日から終了日まですべての期日で継続して出店すること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等に違反して、申請書の提出時点において過去 1 年以内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去 3 年間、食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- (6) 出店申請書の提出時点で、市税等の滞納がないこと。
- (7) 栗東市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店料は無料とする。

10 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第 6 項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品の PR 等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選考することができる。またこれによりがたいときは、抽選により選定する。

ア 販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

イ 障害者就労施設等

ウ 市内に店舗を有するもの

エ 前 3 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの

- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を及び売店出店許可証（様式第 6 号）発行するものとする。

11 保健所への手続き

(1) 営業許可

営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受けとったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、許可証等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 模擬店等の食品取扱届出書

ア 「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

[ここに入力]

イ 実行委員会は出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容を変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

12 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部の係員から選任するものとする。
- (3) 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置及び運営に関する事項について監督するものとする。

13 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理及び運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (8) ドーピング該当物質を含む飲食料等を販売すること。
- (9) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

[ここに入力]

- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出及び処理し、持ち帰り、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出をする車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。なお、原則として使用車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、速やかに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

[ここに入力]

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営又は管理において不相当と認めたとき。

19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復をし、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

20 損害賠償

- (1) 出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 出店者は、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 準用

競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、大会の規模、競技の特殊性を鑑み、必要に応じてこの要項を準用する。

23 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年 月 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会

会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____

電話番号 _____

売店出店申請書

(改正案)

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ栗東市売店設置運営要項第 6 項の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 (競技名: _____)

2 出店希望形態 テント (1 張) ・ その他 (_____)

3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 売店責任者及び販売員の本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード、パスポート等公的機関が発行したものの写し)
- (5) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し (保健所に届出が必要な商品の場合)

4 その他

当該出店申請者は、出店を希望する会場ごとに提出すること。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長 様

住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

(改正案)

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照合することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「わた SHIGA 輝く国スポ栗東市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 栗東市暴力団排除条例第2条第1号及び同条第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団関係者を使用し、又は雇用していません。
- 4 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 申請書提出時点において、市税等の滞納はありません。

(連絡担当者)

担当者所属:

担当者氏名：

電話番号：

F A X :

(様式第 5 号)

わ 輝 栗 実 委 第 号
令 和 年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長

売店許可決定通知書

(改正案)

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会が
運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。

記

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 出店会場 | (競技名 : _____) |
| 2 出店希望形態 | テント (1 張) ・ その他 (_____) |
| 3 出店ブース数 | _____ ブース |
| 4 出店許可期間 | 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () まで |

【問い合わせ】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会
担当 :

TEL: 077-551-0661

FAX: 077-551-0149

Mail: kokusupo@city.ritto.lg.jp

わた SHIGA 輝く国スが栗東市売店設置運営要項新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
8 出店者の条件 出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。 (1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。 ア から ウ (略) (2) から (5) (略) (6) 出店申請書の提出時点で、栗東市税の滞納がないこと。 (7) (略) 9 経費の負担 (1) (略) (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。 (3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。 (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。 10 出店者の選定 (1) (略)	8 出店者の条件 出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。 (1) 申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。 ア から ウ (略) (2) から (7) (略) (6) 出店申請書の提出時点で、市税等の滞納がないこと。 (7) (略) 9 経費の負担 (1) (略) (2) 出店料は無料とする。 (削除) (削除) 10 出店者の選定 (1) (略)	リハーサル大会等の応募実績から、市内店舗に限定すると、十分な応募が見込めないため、市内要件を削除。 市内要件削除による変更。 リハーサル大会等の売上実績及び他市の状況を考慮し、無料とする。 出店料を無料とするため削除。 出店料を無料とするため削除。

ア、イ (略) (新設) 立 前 2 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認め めたもの (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、 売店許可決定通知書 (様式第 5 号) _____ _____ を発行するものとする。 (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店 出店許可証 (様式第 6 号) を交付するものとする。	ア、イ (略) ウ 市内に店舗を有するもの エ 前 3 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認 めたもの (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、 売店許可決定通知書 (様式第 5 号) 及び売店出店許可証 (様式第 6 号) _____ を発行するものとする。 (削除)	出店者条件から市内要件を削除した ため、選定基準において市内店舗を優 先する規程を追加。 (3) の削除に伴い、文言追加。
11 出店料の免除	(削除)	出店料を無料とするため削除。
12 保健所への手続き (1)、(2) (略)	11 保健所への手続き (1)、(2) (略)	出店料を無料とするため削除。
13 売店監督員 (1) から (3) (略)	12 売店監督員 (1) から (3) (略)	
14 売店責任者 (1) から (4) (略)	13 売店責任者 (1) から (4) (略)	
15 禁止事項 (1) から (10) (略)	14 禁止事項 (1) から (10) (略)	
16 遵守事項 (1) から (13) (略)	15 遵守事項 (1) から (13) (略)	

<u>17</u> 管理運営 <u>18</u> 事故発生時の対応 <u>19</u> 許可の取消し 実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。 <u>20</u> 原状回復 <u>21</u> 損害賠償 (1)、(2) (略) <u>22</u> 補填及び補償 (1)、(2) (略) <u>23</u> 準用 <u>24</u> 補則 附 則 この要項は、令和6年1月22日から施行する。	<u>16</u> 管理運営 <u>17</u> 事故発生時の対応 <u>18</u> 許可の取消し 実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。 <u>19</u> 原状回復 <u>20</u> 損害賠償 (1)、(2) (略) <u>21</u> 補填及び補償 (1)、(2) (略) <u>22</u> 準用 <u>23</u> 補則 附 則 この要項は、令和6年1月22日から施行する。	出店料を無料とするため一部削除。
--	---	-------------------------

(様式第1号) 売店出店申請書 1、 2 (略) 3 (1) から (5) (略) (6) 栗東市の納税証明書(写し可、発行から3か月以内のもの)(該当者のみ) 4 その他 当該出店申請者は、出店を希望する会場ごとに提出すること。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(6)は1通のみで構わない。	<u>附 則</u> この要項は、令和7年 月 日から施行する。 (様式1号) 売店出店申請書 1、 2 (略) 3 (1) から (5) (略) (6) 削除 4 その他 当該出店申請者は、出店を希望する会場ごとに提出すること。
(様式第2号)、(様式第3号) (略) (様式第4号) 誓約書兼承諾書 1 から 4 (略) (新設)	(様式第2号)、(様式第3号) (略) (様式第4号) 誓約書兼承諾書 1 から 4 (略) 5 申請書提出時点において、市税等の滞納はありません。
(様式第5号) 売店出店許可決定通知書 (本文) わたし SHIGA 輝く国スポにおいて、わたし SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。つきましては、下記口座へ令和 年 月 日までに出店料を納付してください。 1 から 4 (略)	(様式第5号) 売店出店許可決定通知書 (本文) わたし SHIGA 輝く国スポにおいて、わたし SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。 出店料を無料とするため一部削除。

5	出店料	円	5 (削除)	出店料を無料とするため削除。
6	指定振り込み口座		6 (削除)	出店料を無料とするため削除。
	(様式第 7 号) 売店出店料免除申請書		(様式第 7 号) 売店出店料免除申請書 (削除)	出店料を無料とするため削除。
	(様式第 8 号) 出店料免除決定通知書		(様式第 8 号) 出店料免除決定通知書 (削除)	出店料を無料とするため削除。